

下関市監査委員公表第27号
令和8年(2026年)4月14日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今井弘文
同 山元浩
同 戸澤昭夫
同 井川典子

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
建設部	道路河川建設課、道路河川管理課
都市整備部	都市計画課
豊田総合支所	市民生活課、建設農林課、北部建設事務所

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

建設部、都市整備部、豊田総合支所
令和7年4月1日から令和7年12月31日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

建設部、都市整備部、豊田総合支所

令和8年2月1日から令和8年3月31日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

建設部 道路河川建設課	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
建設部 道路河川管理課	
	(1) 道路及び河川の占用許可に係る占用料の収入事務において、履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していないものが散見された。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に債権管理を行われたい。 [意見] なし
都市整備部 都市計画課	
	[指摘事項] (1) 屋外広告物許可申請等手数料及び行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。下関市債権管理条例等の規定に基づき、適正に債権管理を行われたい。 ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。 イ 納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。

	<p>(2) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、建物の使用料を算定する際に用いる建物の価格が誤っていたことにより、使用料の額が誤っている事例が見受けられた。所要の措置を講じるとともに、下関市行政財産使用料条例等の規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>[意見] なし</p>
豊田総合支所 市民生活課	
	<p>[指摘事項] 及び [意見] なし</p>
豊田総合支所 建設農林課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産使用料の収入事務において、滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていない事例があった。また、当該債権について、履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。</p> <p>[意見] なし</p>
豊田総合支所 北部建設事務所	
	<p>[指摘事項] 及び [意見] なし</p>

以上